平成２９年７月２０日原規人発第１７０７２０１号　原子力規制委員会委員長決定
平成３０年３月３０日原規人発第１８０３３０１号　改正
令和元年７月２日原規人発第１９０７０２３号　改正
令和元年９月３日原規人発第１９０９０３３号　改正
令和２年３月２６日原規人発第２００３２６号　改正
令和３年３月３０日原規人発第２１０３３０１１号　改正
令和５年３月８日原規人発第２３０３０８３号　改正
令和６年５月１７日原規人発第２４０５１７３号　改正

高度の専門的な知識及び経験が求められる職の任用に関する訓令を次のように定める。

平成２９年７月２０日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

高度の専門的な知識及び経験が求められる職の任用に関する訓令

（目的）

第１条　この訓令は、原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターに置かれる職のうち高度の専門的な知識及び経験が求められるものに任用される者が有しなければならない資格（以下「任用資格」という。）について定めることにより、原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターの職員について科学的・技術的専門性の維持及び向上を図ることを目的とする。

（高度の専門的な知識及び経験が求められる職の任用）

第２条　別表第１の高度の専門的な知識及び経験が求められる職の欄に掲げる職は、それぞれ同表の任用資格の種類欄に掲げる任用資格を有する者のうちから任用するものとする。

（任用資格の種類）

第３条　任用資格の種類は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　基本原子力検査資格

⑵　中級原子力検査資格（セーフティ）

⑶　中級原子力検査資格（セキュリティ）

⑷　上級原子力検査資格（セーフティ）
⑸　上級原子力検査資格（セキュリティ）
⑹　基本原子力安全審査資格
⑺　中級原子力安全審査資格
⑻　上級原子力安全審査資格
⑼　基本保障措置査察資格
⑽　中級保障措置査察資格
⑾　上級保障措置査察資格
⑿　基本危機管理対策資格
⒀　中級危機管理対策資格
⒁　上級危機管理対策資格
⒂　基本放射線規制資格
⒃　中級放射線規制資格
⒄　上級放射線規制資格

（任用資格を有する者）

第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）から当該任用資格に係る証書の交付を受けることにより、それぞれ当該任用資格を取得するものとする。

⑴　前条第１号、第６号、第９号、第１２号及び第１５号に掲げる任用資格についてはその種類に応じ、それぞれ別表第２の教育訓練の課程欄に掲げる原子力安全人材育成センター所長（以下「所長」という。）が別に定めるところにより行う教育訓練の課程を修了した者

⑵　任用資格の種類に応じ、それぞれ別表第３の学歴又は職歴欄に掲げる要件を満たす者で、所長が別に定めるところにより行う試験に合格した者

⑶　前二号に掲げる者と同等以上の科学的・技術的専門性を有していると委員長が認めた者

２　任用資格を有する者は、所長が別に定めるところにより、その専門性を保持するために必要な教育訓練を受けなければならないものとし、当該教育訓練の課程を修了しないときは、任用資格を失うものとする。この場合において、任用資格を失った者は、速やかに、任用資格に係る証書を委員長に返納しなければならない。

３　職員の任用資格の得喪に関する記録は、原子力規制庁長官が所長の協力を得て原子力規制庁長官官房人事課長に管理させるものとする。

（内閣府への情報提供）

第５条　所長は別に定めるところにより、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第３０条第１項の原子力防災専門官の任用に必要な範囲内において、第３条第１２号から第１４号までの任用資格を有する者の当該任用資格に関する情報を内閣府政策

統括官（原子力防災担当）に提供することができる。

（細則）

第６条　この訓令に定めるもののほか、任用資格に関し必要な事項（第４条第１項及び第２項の教育訓練並びに第５条の情報の提供に係るものを除く。）は、別に長官が定めるものとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この訓令は、制定の日から施行する。ただし、第２条の規定は、次の各号に掲げる任用資格の種類に応じ当該各号に定める日から施行する。

⑴　第３条第１号から第５号までに掲げる任用資格　原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成２９年法律第１５号。以下「改正法」という。）第３条の施行の日

⑵　第３条第４号から第１２号までに掲げる任用資格　平成３０年４月１日

⑶　第３条第１５号から第１７号までに掲げる任用資格　改正法第５条の施行の日

（原子力施設検査官及び原子力保安検査官の資格要件の一部改正）

第２条　原子力施設検査官及び原子力保安検査官の資格要件（平成２４年９月１９日原規総発第１２０９１９０１６号）の一部を次のように改正する。

本則に次の１号を加える。

五　高度の専門的な知識及び経験が求められる職の任用に関する訓令（平成２９年７月２０日原規人発第１７０７２０１号）第３条第１号から第３号までに掲げる任用資格のいずれかを有する者

（核物質防護検査官の資格要件の一部改正）

第３条　核物質防護検査官の資格要件（平成２４年９月１９日原規総発第１２０９１９０１７号）の一部を次のように改正する。

本則に次の１号を加える。

六　高度の専門的な知識及び経験が求められる職の任用に関する訓令（平成２９年７月２０日原規人発第１７０７２０１号）第３条第１号から第３号までに掲げる任用資格のいずれかを有する者

（原子力規制庁組織細則第１０条及び別表第２に規定する原子力防災専門官の資格要件に係る訓令の一部改正）

第４条　原子力規制庁組織細則第１０条及び別表第２に規定する原子力防災専門官の資格要件に係る訓令（平成２４年９月１９日原規総発第１２０９１９１１４号）の一部を次のように改正する。

本則に次の１号を加える。

四　高度の専門的な知識及び経験が求められる職の任用に関する訓令（平成２９年７月２０日原規人発第１７０７２０１号）第３条第１１号及び第１２号に掲げる任用

資格のいずれかを有する者

（放射線検査官の資格要件の一部改正）

第５条　放射線検査官の資格要件（平成２５年４月１日原規総発第１３０３２７００６号）の一部を次のように改正する。

本則に次の１号を加える。

八　高度の専門的な知識及び経験が求められる職の任用に関する訓令（平成２９年７月２０日原規人発第１７０７２０１号）第３条第１３号から第１５号までに掲げる任用資格のいずれかを有する者

（資格要件に関する訓令の廃止）

第６条　次の各号に掲げる委員長訓令は、当該各号に定める日に廃止する。

⑴　核物質防護検査官の資格要件　改正法第３条の施行の日

⑵　原子力規制庁組織細則第１０条及び別表第２に規定する原子力防災専門官の資格要件に係る訓令　平成３０年４月１日

⑶　原子力規制庁組織細則第１０条及び別表第２に規定する原子力防災専門官の資格要件研修に係る訓令（平成２４年９月１９日原規総発第１２０９１９１１５号）　平成３０年４月１日

⑷　放射線検査官の資格要件　改正法第５条の施行の日

⑸　上席放射線防災専門官の資格要件に関する訓令（平成２９年６月３０日原規人発第１７０６３０５号）　平成３０年４月１日

附　則

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成３０年３月３０日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この訓令は、令和元年７月２日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この訓令は、令和元年９月３日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この訓令は、令和３年３月３０日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この訓令は、令和５年３月８日から施行する。ただし、別表２による改正は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この訓令は、令和６年５月１７日から施行する。

別表第１（第２条関係）

高度の専門的な知識及び経験が求められる職	任用資格の種類
原子力専門検査官 監視指導官 原子力運転検査官 特殊施設専門職	次のいずれかの任用資格 １　基本原子力検査資格 ２　中級原子力検査資格（セーフティ） ３　上級原子力検査資格（セーフティ）
核物質防護専門職	次のいずれかの任用資格 １　基本原子力検査資格 ２　中級原子力検査資格（セキュリティ） ３　上級原子力検査資格（セキュリティ）
主任原子力専門検査官 主任監視指導官	次のいずれかの任用資格 １　中級原子力検査資格（セーフティ） ２　上級原子力検査資格（セーフティ）
統括核物質防護対策官 核物質防護対策官 核物質サイバーセキュリティ対策官	次のいずれかの任用資格 １　中級原子力検査資格（セキュリティ） ２　上級原子力検査資格（セキュリティ）
首席原子力専門検査官 統括監視指導官 上席原子力専門検査官 上席監視指導官 統括原子力運転検査官	上級原子力検査資格（セーフティ）
核物質防護指導官 上席核物質防護対策官 国際核セキュリティ専門官	上級原子力検査資格（セキュリティ）
安全審査官 高経年化対策専門職	次のいずれかの任用資格 １　基本原子力安全審査資格 ２　中級原子力安全審査資格 ３　上級原子力安全審査資格

主任安全審査官 廃止措置専門官 特殊施設審査官	次のいずれかの任用資格 1　中級原子力安全審査資格 2　上級原子力安全審査資格
安全規制調整官 特殊施設規制官 安全管理調査官 上席安全審査官	上級原子力安全審査資格
査察専門職 六ヶ所再処理保障措置対策官	次のいずれかの任用資格 1　基本保障措置査察資格 2　中級保障措置査察資格 3　上級保障措置査察資格
査察官 保障措置制度設計専門官 六ヶ所MOX燃料加工保障措置対策官 上席六ヶ所MOX燃料加工保障措置対策官 上席六ヶ所再処理保障措置対策官	次のいずれかの任用資格 1　中級保障措置査察資格 2　上級保障措置査察資格
首席査察官 統括査察官	上級保障措置査察資格
原子力防災官 放射線防災専門官	次のいずれかの任用資格 1　基本危機管理対策資格 2　中級危機管理対策資格 3　上級危機管理対策資格
上席放射線防災専門官 原子力艦放射能調査専門官 原子力防災専門官	次のいずれかの任用資格 1　中級危機管理対策資格 2　上級危機管理対策資格
環境放射能対策官 上席原子力防災専門官	上級危機管理対策資格
放射線源管理係長 放射線セキュリティ対策官 放射線安全審査官 放射線検査官	次のいずれかの任用資格 1　基本放射線規制資格 2　中級放射線規制資格 3　上級放射線規制資格
上席放射線セキュリティ対策官 上席放射線安全審査官 上席放射線検査官	次のいずれかの任用資格 1　中級放射線規制資格 2　上級放射線規制資格
安全管理調査官（ＲＩセキュリティ） 安全管理調査官（放射線安全）	上級放射線規制資格

原子力安全人材育成センター上席指導官 原子力安全人材育成センター総括指導官	次のいずれかの任用資格 1　上級原子力検査資格（セーフティ） 2　上級原子力検査資格（セキュリティ） 3　上級原子力安全審査資格 4　上級保障措置査察資格 5　上級危機管理対策資格 6　上級放射線規制資格
原子力安全人材育成センター教官	次のいずれかの任用資格 1　上級原子力検査資格（セーフティ） 2　上級原子力安全審査資格

別表第２（第４条第１項第１号関係）

任用資格の種類	教育訓練の課程
基本原子力検査資格	基本原子力検査資格課程
基本原子力安全審査資格	基本原子力安全審査資格課程
基本保障措置査察資格	基本保障措置査察資格課程
基本危機管理対策資格	基本危機管理対策資格課程
基本放射線規制資格	基本放射線規制資格課程

別表第３（第４条第１項第２号関係）

任用資格の種類	学歴又は職歴
基本原子力検査資格	次のいずれかに該当すること。 １　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、理学、工学その他の自然科学に関する学科を修めて卒業した者（これと同等以上の学力を有すると委員長が認める者を含む。以下「理学、工学その他の自然科学を修めた大学卒業者等」という。）であって、保安に関する業務（原子力施設その他の保安に関する行政事務又は原子力施設に係る設計、建設、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する業務をいう。以下同じ。）に通算して２年以上従事したもの ２　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、理学、工学その他の自然科学に関する学科を修めて卒業した者（これと同等以上の学力を有すると委員長が認める者を含む。以下「理学、工学その他の自然科学を修めた短期大学卒業者等」という。）であって、保安に関する業務に通算して４年以上従事したもの ３　保安に関する業務に通算して６年以上従事した者 ４　防災その他の危機管理に関する業務（緊急時の放射線の監視及び測定に関するものを含む。以下「危機管理に関する業務」という。）に通算して２年以上従事した者
中級原子力検査資格（セーフティ）	次のいずれかに該当すること。 １　理学、工学その他の自然科学を修めた大学卒業者等であって、保安に関する業務に通算して５年以上従事したもの ２　理学、工学その他の自然科学を修めた短期大学卒業者等であって、保安に関する業務に通算して７年以上従事したもの ３　保安に関する業務に通算して９年以上従事した者
中級原子力検査資格（セキュリティ）	次のいずれかに該当すること。 １　理学、工学その他の自然科学を修めた大学卒業者等であって、保安に関する業務に通算して５年以上従事したもの ２　理学、工学その他の自然科学を修めた短期大学卒業者等であって、保安に関する業務に通算して７年以上従事したもの ３　保安に関する業務に通算して９年以上従事した者 ４　危機管理に関する業務に通算して４年以上従事した者
上級原子力検査資格	次のいずれかに該当すること。

（セーフティ）	１　理学、工学その他の自然科学を修めた大学卒業者等であって、保安に関する業務に通算して８年以上従事したもの ２　理学、工学その他の自然科学を修めた短期大学卒業者等であって、保安に関する業務に通算して１０年以上従事したもの ３　保安に関する業務に通算して１２年以上従事した者
上級原子力検査資格（セキュリティ）	次のいずれかに該当すること。 １　理学、工学その他の自然科学を修めた大学卒業者等であって、保安に関する業務に通算して８年以上従事したもの ２　理学、工学その他の自然科学を修めた短期大学卒業者等であって、保安に関する業務に通算して１０年以上従事したもの ３　保安に関する業務に通算して１２年以上従事した者 ４　危機管理に関する業務に通算して８年以上従事した者
基本原子力安全審査資格	次のいずれかに該当すること。 １　理学、工学その他の自然科学を修めた大学卒業者等であって、保安に関する業務に通算して２年以上従事したもの ２　理学、工学その他の自然科学を修めた短期大学卒業者等であって、保安に関する業務に通算して４年以上従事したもの ３　保安に関する業務に通算して６年以上従事した者
中級原子力安全審査資格	次のいずれかに該当すること。 １　理学、工学その他の自然科学を修めた大学卒業者等であって、保安に関する業務に通算して５年以上従事したもの ２　理学、工学その他の自然科学を修めた短期大学卒業者等であって、保安に関する業務に通算して７年以上従事したもの ３　保安に関する業務に通算して９年以上従事した者
上級原子力安全審査資格	次のいずれかに該当すること。 １　理学、工学その他の自然科学を修めた大学卒業者等であって、保安に関する業務に通算して８年以上従事したもの ２　理学、工学その他の自然科学を修めた短期大学卒業者等であって、保安に関する業務に通算して１０年以上従事したもの ３　保安に関する業務に通算して１２年以上従事した者
基本保障措置査察資格	次のいずれかに該当すること。

	１　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において、理学、工学その他の自然科学又は法律学、経済学、社会学その他の人文科学に関する学科を修めて卒業した者（これと同等以上の学力を有すると委員長が認める者を含む。以下「自然科学又は人文科学に関する学科を修めた大学卒業者等」という。）であって、保障措置に関する業務（保障措置協定に基づく保障措置の実施その他の原子力の平和的利用の確保に関する業務をいう。以下同じ。）に通算して１年以上従事したもの ２　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、理学、工学その他の自然科学又は法律学、経済学、社会学その他の人文科学に関する学科を修めて卒業した者（以下「自然科学又は人文科学に関する学科を修めた短期大学卒業者等」という。）であって、保障措置に関する業務に通算して２年以上従事したもの ３　保障措置に関する業務に通算して４年以上従事した者
中級保障措置査察資格	次のいずれかに該当すること。 １　自然科学又は人文科学に関する学科を修めた大学卒業者等であって、保障措置に関する業務に通算して４年以上従事したもの ２　自然科学又は人文科学に関する学科を修めた短期大学卒業者等であって、保障措置に関する業務に通算して５年以上従事したもの ３　保障措置に関する業務に通算して７年以上従事した者
上級保障措置査察資格	次のいずれかに該当すること。 １　自然科学又は人文科学に関する学科を修めた大学卒業者等であって、保障措置に関する業務に通算して７年以上従事したもの ２　自然科学又は人文科学に関する学科を修めた短期大学卒業者等であって、保障措置に関する業務に通算して８年以上従事したもの ３　保障措置に関する業務に通算して１０年以上従事した者
基本危機管理対策資格	危機管理に関する業務に通算して２年以上従事したこと。
中級危機管理対策資格	危機管理に関する業務に通算して４年以上従事したこと。

上級危機管理対策資格	危機管理に関する業務に通算して８年以上従事したこと。
基本放射線規制資格	次のいずれかに該当すること。 1　理学、工学その他の自然科学を修めた大学卒業者等であって、放射線障害の防止に関する業務（放射線を取り扱う施設における放射線による障害の防止に関する業務をいう。以下同じ。）に通算して１年以上従事したもの 2　理学、工学その他の自然科学を修めた短期大学卒業者等であって、放射線障害の防止に関する業務に通算して２年以上従事したもの 3　放射線障害の防止に関する業務に通算して４年以上従事した者 4　第一種放射線取扱主任者免状を有する者 5　危機管理に関する業務に通算して２年以上従事した者
中級放射線規制資格	次のいずれかに該当すること。 1　理学、工学その他の自然科学を修めた大学卒業者等であって、放射線障害の防止に関する業務に通算して４年以上従事したもの 2　理学、工学その他の自然科学を修めた短期大学卒業者等であって、放射線障害の防止に関する業務に通算して５年以上従事したもの 3　放射線障害の防止に関する業務に通算して７年以上従事した者 4　第一種放射線取扱主任者免状を有する者であって、放射線障害の防止に関する業務に通算して３年以上従事したもの 5　危機管理に関する業務に通算して４年以上従事した者
上級放射線規制資格	次のいずれかに該当すること。 1　理学、工学その他の自然科学を修めた大学卒業者等であって、放射線障害の防止に関する業務に通算して７年以上従事したもの 2　理学、工学その他の自然科学を修めた短期大学卒業者等であって、放射線障害の防止に関する業務に通算して８年以上従事したもの 3　放射線障害の防止に関する業務に通算して１０年以上従事した者 4　第一種放射線取扱主任者免状を有する者であって、放射線障

	害の防止に関する業務に通算して６年以上従事したもの ５　危機管理に関する業務に通算して８年以上従事した者